

令和6年度 事業計画書

株式会社 奈々子

デイサービスほたるの里

1. 基本理念

- ①利用者が在宅で自立した生活を営むことができるように支援します。
- ②利用者が社会で孤立しないように支援し、また家族の心身の負担の軽減を図るために支援します。

2. 行動指針

「気づき・傾聴・学ぶ」

利用者一人ひとりを、主体性をもった個人として尊重し、日々の関わりから「気づき」「傾聴」「学ぶ」ことにより私たちは成長します。すべての職員一人ひとりが高齢者福祉のプロとして意識を高め、利用者から選ばれるような職員となるよう、自己啓発に努めます。

3. 運営方針

利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、さらに利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行うことを運営の方針とします。また利用者の自立を支援し、生活の質が向上するよう、排泄の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけをすることにより、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うものとします。

4. 職員の職種、員数及び職務内容

(管理者) 1名

事業所を利用するにあたって必要な「通所介護計画書」の作成、勤務表の作成、また、円滑に業務を進められるよう職員指導に努めます。稼働率維持・向上の為、定期的な居宅介護支援事業所等への営業活動を行い、新規利用者獲得に努めます。事故・苦情及び感染症が発生した場合の対応・解決担当者として問題解決に取り組めます。

(生活相談員) 1名以上

事業所内での相談業務だけでなくサービスに対する評価や利用者の様子を記した月次報告書の作成を行います。又、サービス担当者会議への出席や利用者宅に訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談や助言の支援を担う等の社会資源の発掘・活用など利用者の生活全般を支える取組み、地域に根差した事業所を目指します。また、居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携を図り、利用者の情報の共有に努めます。

（介護職員） 1 名以上

排泄・入浴・食事の介助、レクリエーションやコミュニケーションを通じ利用者のケアに努めます。利用者の尊厳ある生活を支援していくために、一人ひとりの暮らしぶりの意向や好みを再確認して、ケアの充実を図っていきます。又、利用者に視点を合わせ関わりの中で、利用者が望むような雰囲気、環境整備に取り組めます。

（機能訓練指導員） 1 名以上

機能訓練指導員は、利用者の生活機能の維持、向上を目的に評価を行い、個々の身体機能に沿って訓練の提供を実施していきます。より効果的なリハビリ計画の立案・実施に努めます。又、個々の身体状況を理解し、パワーリハビリテーションや日常生活が継続出来る様に生活リハビリ等、個別のニーズに応じたリハビリを実施します。

5. 目標

（1）1 日の平均利用人数を 5 人以上とし、稼働率 83 パーセント以上を目指す。

各居宅支援事業所への宣伝とし「ケア記録」に利用者の写真と活動の評価を「活動状況報告書」「機能訓練報告書」を付け加えて、受入可能状況表も添付し、利用状況を把握してもらえように訪問等でアプローチしていきます。

（2）個別機能訓練の充実と、より効果的な身体機能の維持向上を図る。

機能訓練指導員による評価に加え、バーセルインデックスを用いたアセスメントから ADL の評価を数値化し、維持・改善を目に見える形で捉える事で利用者の状態を把握していきます。

（3）認知症対応力の向上。

個々のレベルに応じ、認知症研修等への参加を通して、認知症ケアの向上に取り組めます。

（4）ICT の導入

生産性の向上を図るために、インカムの導入を検討します。

6. 営業日, 営業時間及びサービス提供時間

曜日	営業時間	サービス提供時間	利用 定員
月曜日	午前8時15分～午後6時まで	午前9時15分～午後4時20分まで	7人
火曜日	午前8時15分～午後6時まで	午前9時15分～午後4時20分まで	7人
水曜日	午前8時00分～午後1時まで	午前9時00分～午後12時5分まで	7人
木曜日	午前8時15分～午後6時まで	午前9時15分～午後4時20分まで	7人
金曜日	午前8時15分～午後6時まで	午前9時15分～午後4時20分まで	7人
土曜日	午前8時15分～午後6時まで	午前9時15分～午後4時20分まで	7人

7. サービス提供内容及び利用料金

通所介護計画等に基づくサービス提供

利用者の居宅サービス計画等に沿って、利用者並びに家族等の意向と在宅での生活状況の把握に努め、通所介護計画書等を作成し、より良い在宅生活を継続できるようにサービス提供を行う。通所介護計画書等を作成し評価を行う。

①身体介護

利用者の有する能力・可能性を尊重し、一人ひとりの個別性を尊重した自立支援を目指し、サービス提供を行う。

- (1) 移動：歩行状態の確認、適切な歩行器具の紹介、車椅子操作の指導及び介助
- (2) 排泄：トイレ動作の訓練、介助、声掛け誘導、おむつ交換
- (3) その他必要な身体介護

②機能訓練

利用者の心身機能の維持向上並びに在宅生活の継続に役立つ内容を取り入れながら援助を行う。

- (1) 日常生活動作
- (2) アクティビティサービス(創作、行事等の活動)で脳の活性化も図る
- (3) 集団リハビリテーション
- (4) 個々の在宅環境に応じた家事動作訓練や個別機能訓練の実施
- (5) 機器を使う事で数値化された評価の実施を行う
- (6) 随時内容を評価し見直すことでケアマネージャーにフィードバックし通所介護計画

書及び 個別機能訓練計画書等に反映していく。

③送迎及び家族交流と連携

利用者の心身状態及び地理的状况を考慮した送迎車両・送迎ルート・適切な職員配置を設定し、無理のない送迎サービスを提供する。また、安全運転を念頭に置いた走行及び車両の定期的な点検・整備を行い、利用者の安全確保に注意を払う。

家族との連携については、利用前の状態確認、利用中の状態観察（体調変化、バイタルチェック、食事量、入浴状態、レクリエーションや各種運動等）、利用後の状態報告等を利用連絡ノートや送迎時の口頭での申し送りで行う。（但し、緊急を要する場合は速やかに家族と医療機関に連絡する。）

- （１）乗車・下車時の介助（ドア To ドア）
- （２）乗車中の状態観察
- （３）迎え時の状態確認・送り時の状態報告
- （４）チャイルドロックやシートベルト着用の確認
- （５）道路交通法に基づいた車両の扱い

④相談助言

利用者及び家族等の各種相談に応じ、内容により担当ケアマネージャーと連絡調整を行い利用者の在宅生活を支えるとともに、家族の介護負担の軽減を図る。認知症高齢者に対しては、その人らしく利用が出来るように援助し、日々変化する症状に対して、職員は専門的知識をしっかりと持ち利用者及び家族の支援を行っていく。

⑤入浴サービス

利用者個人の状態・希望に応じ、最適な入浴サービスを提供する。必要に応じて、在宅での入浴確保のための助言、訓練等を行う。また、快適な入浴が出来るよう環境整備に努める。

- （１）入浴種類…一般浴
- （２）入浴に係るその他の介護…衣類着脱、洗髪、洗身、浴室内外の移動、浴槽の出入り等

⑥食事サービス

利用者個人の嗜好を把握し、食事内容・形態及び食事用具の検討を行う。また、栄養面・食事制限等に配慮しながらも、利用者が食に喜びを感じられるようなサービスを提供する。

- （１）食事介助（食事状況の確認）
- （２）嚥下状態及び食事摂取量の観察
- （３）口腔体操による嚥下訓練
- （４）口腔ケア

⑦活動(レクリエーション等)プログラム

年間活動計画を立て、月ごとの季節の行事に合わせたレクリエーション等を提供する。その中で個性を活かした分野を見出し、受動的プログラムから能動的プログラムへと転換を図り、達成感を味わう事で心身の活性化や認知症進行予防に繋がります。

年間行事及び製作活動

月	屋外活動や行事	製作活動
4月	花見(岳温泉・昭和の森)	こいのぼり
5月	釈迦堂川こいのぼり見学 三穂田町あやめロード見学	あまだれのモービル
6月		ブドウの飾り
7月		七夕飾り
8月	喜多方市 ひまわり畑	花火のモービル
9月	敬老会	ハロウィン飾り
10月	紅葉狩り(猪苗代町)	菊の壁飾り
11月	紅葉狩り(岳温泉)	クリスマスツリー・サンタクロース
12月	クリスマス会	絵馬
1月	新年会	ツバキ
2月	節分	雛飾り
3月	ひなまつり	花飾り

製作活動

資源再生…布や廃プラ、木材などの廃材等を使用して、おもちゃやバックなど、毎月のテーマに沿って作品を作り、資源の再活用をする。

クラブ活動

(有料)

○手芸コース…通販サイト「さくらほりきり」を活用した製作活動

○フラワーコース…生花、造花、ドライフラワー、プリザーブドフラワーを使用した、季節感を感じられるような製作活動

○らくらくキッチン…おかず、おかしの2つのコースから選択し、旬の野菜や果物を使用した調理活動

⑧地域密着型通所介護利用料金

利用料金（９：１５～１６：２０）				
介護区分	介護保険費用	利用者負担金 １割	利用者負担金 ２割	利用者負担金 ３割
要介護１	７，５３０	７５３	１，５０６	２，２５９
要介護２	８，９００	８９０	１，７８０	２，６７０
要介護３	１０，３２０	１，０３２	２，０６４	３，０９６
要介護４	１１，７２０	１，１７２	２，３４４	３，５１６
要介護５	１３，１２０	１，３１２	２，６２４	３，９３６

利用料金（９：００～１２：０５）				
介護区分	介護保険費用	利用者負担金 １割	利用者負担金 ２割	利用者負担金 ３割
要介護１	４，１６０	４１６	８３２	１，２４８
要介護２	４，７８０	４７８	９５６	１，４３４
要介護３	５，４００	５４０	１，０８０	１，６２０
要介護４	６，０００	６００	１，２００	１，８００
要介護５	６，６３０	６６３	１，３２６	１，９８９

※※加算料金※※

個別機能訓練加算Ⅰ（イ）５６単位

個別機能訓練加算Ⅰ（ロ）７６単位

介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 単位数に８.０％を乗じた金額

入浴介助加算Ⅰ ４０単位（１回）

お弁当代 ６００円（１回）

洗濯代 ２００（１回）

※その他依頼されて行う便宜等の諸費用については実費

⑨通所型サービス利用料金

利用料金（一月あたり）				
介護区分	介護保険費用	利用者負担金 1割	利用者負担金 2割	利用者負担金 3割
要支援1	17,980	1,798	3,596	5,394
要支援2	36,210	3,621	7,242	10,863

※※加算料金※※

介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 単位数に9.0%を乗じた金額

お弁当代 600円

洗濯代 200円

その他依頼されて行う便宜等の諸費用については実費

8. 相談・苦情、個人情報等への対応

(1) 苦情解決の仕組みに関する要綱に基づいて、相談・苦情等に適切に対応できる体制をとるとともに、日頃から利用者並びに家族等、また、居宅介護支援事業者や他サービス事業所、保険者等の関係機関との連携を密にします。

(2) 個人情報については、基本方針、利用目的に基づいた取り扱いを行います。また、職員に業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を保持するとともに、退職後においても守秘義務があることの周知徹底を図ります。

9. 健康管理

利用者の健康状態を観察し、把握する。健康管理及び健康指導に努め、異常の早期発見・早期対応に努めます。緊急時は家族等及び主治医との連携により、迅速かつ最善の対応に努めます。また、感染症予防のための適切な対応及び対策の徹底を図ります。

① バイタル測定 ② 体重測定 ③ 状態観察 ④ 健康相談 ⑤ 感染症予防 ⑥ 内服・外用薬の管理および投与

10. 介護事故発生の予防と防止

事故防止対策に関する指針に基づき、事故発生時の対応方法の周知徹底、事実の報告及び分析を通じた再発防止、事故防止検討委員会の設置、職員研修を継続することで介護事故等発生の予防に努めます。

1 1. 非常災害対策

非常災害に備えて、消防計画を作成し、避難訓練等を年2回以上実施し、非常災害発生時に利用者の安全確保ができるように訓練研修等おこないます。また、訓練の実施に当たっては地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

1 2. 虐待防止

利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。また、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

- （1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- （2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- （3）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- （4）その他虐待防止のために必要な措置

1 3. 身体拘束の原則禁止

原則としてご利用者様に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、ご利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、ご利用者様及びそのご家族様に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

緊急性	直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
非代替性	身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
一時性	利用者本人または他人の生命身体に対して危険が及ぶことがなくなっ場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 4. 業務継続計画書の策定

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 5. 衛生管理

- (1) 指定地域密着型通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を年1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (5) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (6) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1 6. 運営推進会議

- (1) 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努めます。
- (2) 当事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、「運営推進会議」を設置します。
- (3) 「運営推進会議」の構成員は、ご利用者様、ご家族様、地域住民の代表者、地域包括支援センター又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6ヶ月に1回以上会議を開催します。

1 7. ハラスメント対策の強化

・パワーハラスメント

職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動があり、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

・カスタマーハラスメント

利用者またはその家族などが、事業者やサービス従事者に対して、利用継続し難いほどの行為を行った場合、契約解除等の必要な措置を講じます。

禁止行為

- (1) 従業者に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- (2) 従業者に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- (3) 従業者に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な いやがらせ行為）

18. 地域等との連携

地域住民とイベント等の開催を通して交流を図り、利用者の地域とのかかわりを積極的に増やします。

19. 研修等について

月	OJT	OFFJT
4月	認知症・事故対策研修 継続研修・入浴介助研修	法定研修、キャリアパス研修、15分 選択研修
5月	認知症・事故対策研修	法定研修、キャリアパス研修、15分 選択研修
6月	認知症・事故対策研修	法定研修、キャリアパス研修、15分 選択研修
7月	認知症・事故対策研修 BCP研修	法定研修、キャリアパス研修、15分 選択研修
8月	認知症・事故対策研修	法定研修、キャリアパス研修、15分 選択研修
9月	認知症・事故対策研修 BCP研修	法定研修、キャリアパス研修、15分 選択研修
10月	認知症・事故対策研修	法定研修、キャリアパス研修、15分 選択研修
11月	認知症・事故対策研修	法定研修、キャリアパス研修、15分 選択研修
12月	認知症・事故対策研修	法定研修、キャリアパス研修、15分 選択研修
1月	認知症・事故対策研修	法定研修、キャリアパス研修、15分 選択研修
2月	認知症・事故対策研修	法定研修、キャリアパス研修、15分 選択研修
3月	認知症・事故対策研修	法定研修、キャリアパス研修、15分 選択研修